

2025年12月18日

### 株式交換に係る事前開示書類

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号  
丸の内トラストタワーN館  
山田コンサルティンググループ株式会社  
代表取締役 増田 慶作

東京都渋谷区南平台町16番28号  
Daiwa 渋谷スクエア6階  
株式会社マナスコーポレートパートナーズ  
代表取締役 岡田 知也

山田コンサルティンググループ株式会社（以下「YCG」）と株式会社マナスコーポレートパートナーズ（以下「マナス」）とは、2025年12月18日付で、2026年1月19日を効力発生日として、YCGを株式交換完全親会社、マナスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）に係る株式交換契約を締結しました。

本株式交換に係る会社法782条1項及び同法施行規則184条に基づくマナスの事前開示事項、並びに会社法794条1項及び同法施行規則193条に基づくYCGの事前開示事項は、下記のとおりです。なお、本株式交換は、YCGにおいては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

本書記載の事項のうち、写しである書類については、全て原本の写しに相違ありません。

記

#### **第1 マナスの事前開示事項**

##### **1. 株式交換契約の内容（会社法782条1項3号）**

別紙1のとおりです。

##### **2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則184条1項1号・3項）**

別紙2のとおりです。

**3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則 184 条 1 項 2 号・4 項）**

別紙 2 のとおりです。なお、YCG の定款は別紙 3 のとおりです。

**4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則 184 条 1 項 3 号・5 項）**

該当事項はありません。

**5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則 184 条 1 項 4 号・6 項）**

**(1) 株式交換完全親会社**

ア 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 4 のとおりです。

イ 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

ウ 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

**(2) 株式交換完全子会社**

最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

## 第2 YCGの事前開示事項

### 1. 株式交換契約の内容（会社法794条1項）

別紙1のとおりです。

### 2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則193条1号）

上記第1の2のとおりです。

### 3. 新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則193条2号）

該当事項はありません。

### 4. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則193条3号）

#### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙5のとおりです。

#### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

#### (3) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

### 5. 株式交換完全親会社についての事項（会社法施行規則193条4号）

最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約

## **株式交換契約**

株式会社マナスコードパートナーズ(以下「マナス」という。)及び山田コンサルティンググループ株式会社(以下「YCG」といい、マナスと併せて「当事者ら」と総称する。)は、2025年12月18日(以下「本契約締結日」という。)で、以下の通り株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条 (株式交換)

当事者らは、本契約の定めるところに従い、YCG を株式交換完全親会社、マナスを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、YCG は、本株式交換により、マナスの発行済株式の全部を取得する。

### 第2条 (商号等)

マナス及びYCGの商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) マナス：株式交換完全子会社

商号 株式会社マナスコードパートナーズ

住所 東京都渋谷区南平台町16番28号 Daiwa 渋谷スクエア6階

(2) YCG：株式交換完全親会社

商号 山田コンサルティンググループ株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号丸の内トラストタワーN館10階

### 第3条 (本株式交換に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当に関する事項)

- YCG は、本株式交換に際して、本株式交換により YCG がマナスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の株主名簿に記載又は記録されたマナスの株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その保有するマナスの普通株式に代わり、本割当対象株主が保有するマナスの普通株式の数の合計数に 153,548 を乗じて得た数(但し、1 株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)の YCG の普通株式を交付する。
- YCG は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有するマナスの普通株式1株につき、YCG の普通株式 153,548 株の割合をもって割り当てる。
- YCG が前項に従って本割当対象株主に対して交付する YCG の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合、YCG は、会社法第 234 条その他関係法令の規定に基づき処

理するものとする。

#### 第4条 (YCGの資本金及び準備金の額)

本株式交換により増加する YCG の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の増加額 0 円
- (2) 資本準備金の増加額 会社計算規則第 39 条に従い、YCG が別途定める額
- (3) 利益準備金の増加額 0 円

#### 第5条 (本株式交換の効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2026 年 1 月 19 日とする。但し、次の二条に定める条件の成否の他、本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合、当事者らは協議による合意の上、本効力発生日を変更することができる。

#### 第6条 (停止条件)

本株式交換の効力は、基準時において、マナスの株主である岡田知也と YCG の間で締結された 2025 年 12 月 18 日付株式交換に関する合意書第 5 章に規定された前提条件が全て充足又は放棄されたことを条件として生じるものとする。

#### 第7条 (株式交換承認決議)

マナスは、2026 年 1 月 15 日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に關し株主総会の承認を求める。

#### 第8条 (協議事項)

本契約に定めるものその他、本株式交換に關し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、当事者らが協議の上、これを定める。

[本頁以下余白]

以上を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者が記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 12 月 18 日

マナス： 東京都渋谷区南平台町 16 番 28 号

Daiwa 渋谷スクエア 6 階

株式会社マナスコーコーポレートパートナーズ

代表取締役

岡田 知也



以上を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者が記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 12 月 18 日

YCG : 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号  
丸の内トラストタワー N 館  
山田コンサルティンググループ株式会社  
代表取締役 増田 慶作



## 別紙2 交換対価の相当性に関する事項及び交換対価について参考となるべき事項

### 1. 本株式交換に係る割当ての内容

	YCG (株式交換完全親会社)	マナス (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当比率 (本株式交換比率)	1	153.548
株式交換により交付する 株式数	YCG 普通株式：76,774 株（予定）	

(注) マナスの普通株式1株に対してYCG普通株式153.548株を割当て交付いたします。

本株式交換により交付するYCGの普通株式の数は76,774株となります。

なお、当該交付に係る全ての株式について、YCGが保有する自己株式を充当する予定であり、YCGが新たに株式を発行することは予定しておりません。

### 2. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項等

#### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

本株式交換に係る割当比率の検討にあたり、公平性・妥当性を確保するため、YCG及びマナス双方の財務状況、業績動向、事業内容等の諸要素を総合的に勘案し、適切に評価をしております。

株式交換比率については、上場会社であるYCGは市場株価法、マナスはディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)を採択し、その算定結果を基にマナスとの間で慎重に協議・交渉を重ねた結果、上記1.に記載の本株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。なお、本件に関しては、両社の事業規模や取引性質、算定に必要な情報の透明性等を踏まえ、第三者機関による株式価値・株式交換比率の算定依頼は行っておりません。

#### (2) 算定に関する事項

算定に際して、YCGの株式価値については、YCGが東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために、2025年12月17日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月及び6か月の各期間の株価終値の平均値）を用いて算定を行いました。算定された当社株式の1株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果（1株当たり）
市場株価法	1,705円～1,769円

また、マナスの株式価値については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（DCF 法）を採用いたしました。算定されたマナスの株式 1 株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。なお、算定の前提としたマナスの事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

算定手法	算定結果（1 株当たり）
DCF 法	248,700 円～293,562 円

### 3. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由等

YCG の株式については、東京証券取引所プライム市場に上場しており、本株式交換の効力発生後も同市場において取引可能な銘柄であり、マナスの株主の利益を保護できることがから本株式交換の対価として選択しました。

なお、YCG の株式は、国内の証券会社の全てが取り扱っている銘柄です。

### 4. 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項

両社の事業規模や取引性質、算定に必要な情報の透明性等を踏まえ、第三者機関による株式価値・株式交換比率の算定依頼は行っておりませんが、両社間で慎重に協議・交渉を重ね、上記 1. に記載の本株式交換比率が妥当であると合意し、それぞれの取締役会において本株式交換を行うことを決議しました。なお、マナスの株主はマナス代表取締役岡田知也 1 名のみです。

別紙3 YCG の定款

山田コンサルティンググループ株式会社

## 定 款

2025年6月23日

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当社は、山田コンサルティンググループ株式会社と称し、英文では、YAMADA Consulting Group Co., Ltd. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社の株式または持分を所有することによって、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 企業の経営・財務に関するコンサルティング業務
- (2) 個人の資産運用・資産管理に関するコンサルティング業務
- (3) 株式上場・株式公開に関するコンサルティング業務
- (4) 企業及び個人に対する資産運用、資産管理及び企業の経営・財務に関する講習会・研修会の開催
- (5) 資産運用、資産管理及び企業の経営・財務に関する教育、指導
- (6) 資産運用、資産管理及び企業の経営・財務に関する情報提供サービス
- (7) 通信システムを利用したファイナンシャルプランニング分野に関する情報提供サービス
- (8) 投資顧問業
- (9) 投資事業組合財産の運用及び管理
- (10) 投融資を行う会社に対する審査機能の供与
- (11) 企業の組織再編に関わるアドバイザリー業務
- (12) 企業の合併、営業譲渡、営業譲受に関するコンサルティング業務
- (13) 企業の営業権の譲渡、営業用財産・有価証券・不動産の譲渡、企業に対する投資、業務提携及び合併に関する斡旋並びに仲介
- (14) 有価証券の取得及び保有並びに売買等の媒介、取次及び代理
- (15) 新株予約権を発行する会社に対する、その新株予約権を対価とした経営コンサルティング業務
- (16) 不動産の売買及び仲介
- (17) 不動産の取得並びに分譲
- (18) 不動産の賃貸及び管理
- (19) 不動産に関する企画相談
- (20) 不動産に関するコンサルティング業務
- (21) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (22) 不動産、不動産証券化商品、底地ファンド、債権、有価証券、金融資産に関する調査及び投資顧問業並びに投資業務

- (23) 生命保険の募集に関する業務
- (24) 損害保険代理店業務
- (25) 保険に関するコンサルティング業務
- (26) 建築物の設計及び監理に関する業務
- (27) 建築工事業
- (28) 貸金業
- (29) 第二種金融商品取引業
- (30) 会社、個人経営の帳簿の記帳及び決算に関する事務並びに経営経理に関する診断及び指導
- (31) 職業会計人（公認会計士、税理士）からの委託による会計事務処理
- (32) 職業会計人及びファイナンシャルプランナー等の会員組織の運営業務
- (33) 企業会計研究、その指導並びに企業診断業務
- (34) コンピュータシステムによるデータ入力及びそれに伴う事務処理の受託
- (35) コンピュータソフトウェアの企画、開発、設計、制作、販売及び賃貸
- (36) コンピュータシステムの構築及び運用に関するコンサルティング業務
- (37) 教育用教材の企画、制作、出版及び販売
- (38) 書籍、その他出版物の企画、制作、出版及び販売業
- (39) 書籍、その他出版物への依頼原稿の著述並びに作成の仲介及び斡旋
- (40) 書籍、日用品雑貨の輸出入
- (41) 市場調査及び広告宣伝に関する業務
- (42) 著作権及び著作隣接権の取得、管理並びに運用業務
- (43) 労働者派遣業務
- (44) 有料経営管理者紹介業務
- (45) 有料職業紹介業務
- (46) 証券仲介業務
- (47) 銀行代理業務
- (48) 信託業法による信託契約の代理または媒介業
- (49) 遺言信託の代理業務
- (50) 販売、製造及び技術提携の仲介斡旋
- (51) 各種イベント企画
- (52) 円滑な相続手続きの支援事業
- (53) 相続・遺言・葬祭に関する情報提供及び事前相談
- (54) 遺産整理業務
- (55) 相続に関する各種手続きの助言、事務代行
- (56) 相続に関する専門家の紹介
- (57) 相続に関するセミナー・講習会・研修会の開催、執筆
- (58) 投資運用業
- (59) 投資助言・代理業
- (60) 前各号の取引相手先に対する人材の紹介及び斡旋
- (61) 前各号に付帯関連する一切の業務

2 前項に付帯関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 東京都千代田区 に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、62,800,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等並びに手数料は、法令又は定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の

議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区分して選任するものとする。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

4 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了

する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法とその省略)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締

役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって定める。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領がされないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第27回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約については、なお従前の例による。

別紙4 YCG の最終事業年度に係る計算書類等

## 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況 (連結ベース)

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 連結損益の状況

当社グループの当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の業績は、売上高22,761,078千円（前期比2.6%増）、売上総利益19,423,533千円（同19.2%増）、営業利益4,132,677千円（同12.8%増）、経常利益4,099,798千円（同10.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,882,297千円（同0.7%増）となりました。

コンサルティング事業は順調な業績であったこと、投資事業は未上場株式投資・不動産投資ともに売却益を計上できしたことから、増収増益となりました。

	第35期 (2024年3月期)	第36期 (2025年3月期)	前期比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額	増減率
売上高	22,177,523	22,761,078	+583,555	+2.6%
売上総利益	16,283,553	19,423,533	+3,139,980	+19.2%
営業利益	3,662,757	4,132,677	+469,920	+12.8%
経常利益	3,724,401	4,099,798	+375,396	+10.0%
親会社株主に帰属する当期純利益	2,861,559	2,882,297	+20,737	+0.7%

## ② 各セグメント別の業績の概況

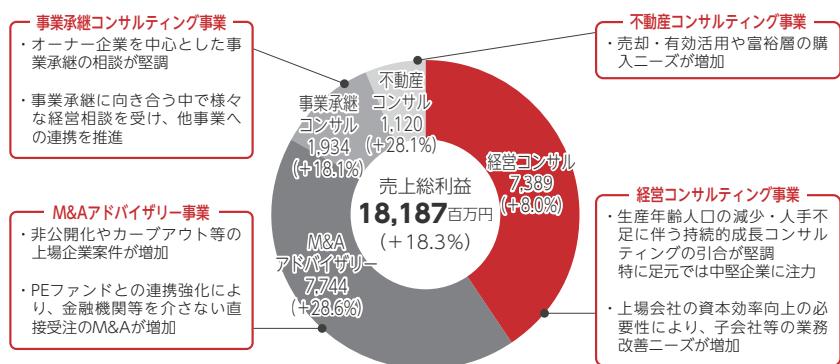
### コンサルティング事業



コンサルティング事業は、売上高20,355,559千円（前期比17.1%増）、売上総利益18,187,587千円（同18.3%増）、営業利益3,177,147千円（同7.3%増）となりました。

M&Aアドバイザリー事業、事業承継コンサルティング事業、経営コンサルティング事業がそれぞれ案件引合・受注が順調でありました。加えて昨年3月に連結子会社となったピナクル株式会社において長年取り組んできたM&A案件の成約が当連結会計年度に集中したため業績が大きく上振れたこと、及び不動産コンサルティング事業において大型案件を売上計上できたことから、増収増益となりました。

### 2025年3月期 事業分野別内訳



※グラフ中の（ ）は前期比

### 投資事業



投資事業は、売上高2,410,351円（前期比49.9%減）、売上総利益1,234,229円（同33.6%増）、営業利益953,813円（同34.7%増）となりました。

未上場株式投資事業においてファンド投資先株式の売却があったこと、不動産投資事業においても投資不動産の売却益を計上できたことから増益となりました。

- ・2025年3月末投資残高  
営業投資有価証券残高7,004,398円  
投資不動産残高1,400,952円

(注) コンサルティング事業の売上高には、セグメント間の内部売上高4,832千円、投資事業の売上原価には内部売上原価6,549千円が含まれております。

### ③ 企業集団の経営方針

#### (a) 当社グループ経営基本理念

当社グループは、「健全な価値観」「社会貢献」「個と組織の成長」を基本理念として掲げ、高付加価値情報を創造・提供し、顧客の発展ひいては社会の発展に貢献することにより「存在する意義のある組織」であり続けることを目指しております。

当社グループでは「健全な価値観」に基づく組織風土を保持し続けることを最重要経営課題と認識しております、その浸透に常に努めております。

今後も健全な成長・発展を継続することにより「存在する意義のある組織」として社会貢献を目指してまいります。

#### (b) 各事業セグメントの現況と見通し

##### イ) コンサルティング事業

###### <経営コンサルティング事業>

生産年齢人口の減少・人手不足に伴い、組織人材戦略とDXによる業務プロセス改革や生産性向上は重要な企業の経営課題であり、持続的成長に向けた経営コンサルティングのニーズは堅調です。顧客企業の持続的成長の実現に向けて、経営戦略・事業戦略・M&A戦略・IT戦略・組織戦略・人材戦略・人事制度・人材育成等々一貫した支援を行い、顧客との長期的な関係を構築してまいります。

特に足元では、中堅企業に対する成長期待の高まりや昨今の政策支援を受け、中堅企業の持続的成長に向けたコンサルティングに注力しています。前期には経済産業省が実施している「中堅・中小企業の貢上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金事業」のプレゼンテーション審査員を務め、その審査内容に関して優秀と表彰を受けたことで、当社の中堅企業向けコンサルティングの認知を向上させることができました。今後も中堅企業のパートナーとして企業経営を支えるべく、顧客と伴走する実行支援を強化してまいります。

コロナ禍の制度融資を受けて過剰債務となった企業の倒産増加や、原料高・水道光熱費高・人件費高等の外部環境により、企業の本業（PL）改善及び財務安定化を早期に取組む必要性が高まっており、引き続き事業再生に関する相談件数は増加しております。

また上場企業が資本効率の向上を求められていることから、子会社等の業績改善のニーズが増えており、業界を巻き込んだ再編の動きにも及んでいます。当社の各コンサルティング事業間での連携を強化することにより、財務再生に留まらず、顧客企業の収益力向上、組織変革まで伴走する、当社ならではの事業再生コンサルティングを強化してまいります。

###### <M&Aアドバイザリー事業>

国内M&A市場は引き続き活況であり、M&A案件の引合件数・受注件数は堅調に推移しています。一方でM&A事業者の増加により競争はさらに激しくなっているため、全社での連携を強化し顧客企業に対して付加

価値の高いM&Aをより推進してまいります。

PEファンドとの連携強化により、金融機関等を介さない直接受注のM&Aが増加しています。引き続き投資案件の売買のみならず、投資前のデューディリジェンスや、投資後の成長戦略の策定にも関与し、M&Aの前後にわたる一貫した役務提供により顧客企業を支えることを目指してまいります。

FAS事業においても、直接の顧客紹介基盤の構築により、体制は盤石となっております。当社のFAS事業の強みである専門性の高さを生かし、今後も的確な財務アドバイスを提供して顧客の複雑・高度な課題の解決に努めてまいります。

課題解決に資するコンサルティングの選択肢の一つとしてM&Aを捉え、取組みを万全にするため、M&A事業に関わるメンバーだけでなく事業・部門・地域の垣根を越えて、顧客企業と経営者に寄り添い、継続的にフォローを行う体制を築き、今後も当社の特徴あるM&Aアドバイザリー事業を確固たるものにするべく、中長期的な視点に立った事業運営に注力してまいります。

#### <事業承継コンサルティング事業>

事業承継に関する相談及び受注件数は、引き続き堅調に推移しております。

事業承継はオーナー企業を中心とする企業経営者が必ず直面する課題です。経営者とともに事業承継という課題解決に向き合う中で、持続的成長コンサル・国内外における不動産活用・海外における事業展開など様々な経営課題の相談をいただいております。当社は会計・財務・税務・法務の専門的知識を持つ人材が多数在籍しているため、より複合的な対応が求められる現在の事業承継環境においても高品質な役務提供が可能です。

引き続き、顧客との強固な信頼関係に基づき、様々な経営課題やオーナー経営者の資産に関する相談に対応し貢献することが、事業承継コンサルティング・経営コンサルティング、ひいてはM&Aアドバイザリー事業や投資事業といった当社全体の収益基盤の強化につながる事業運営を進めてまいります。

#### <不動産コンサルティング事業>

不動産市況全般は引き続き堅調に推移しておりますが、高値で推移するエリアと下落傾向にあるエリアの二極化が顕著になりつつあります。その中、足元では、提携会計事務所からの相談が増加しており、特に売却・有効活用及び富裕層の購入ニーズが旺盛です。

高単価の富裕層の購入ニーズにおいては、紹介可能な物件の情報量を増加するべく同業とのネットワーク強化に注力することで成約件数の増加を目指します。一方、案件単価の低い売却案件や長期間を要する有効活用案件に関しては、引き続き選別受注を意識することで、働き方改革・業務効率の向上を目指してまいります。

#### <海外コンサルティング事業>

海外コンサルティング事業については、クロスボーダーM&Aと大手日本企業の海外展開ニーズが堅調で

す。東南アジア及び南アジア市場の成長が著しく、それに伴う相談も多数いただいております。海外コンサルティング事業のさらなる成長を目指し、各国拠点にてより高度な役務に対応できる人材を採用・育成することと、当社日本拠点との連携を強化することで高品質な役務提供に努めてまいります。また、2025年3月期は日米間のクロスボーダーM&AのパイオニアであるTakenaka Partners LLCを子会社化したことにより、日系企業・アジア各企業の北米進出及び北米企業の日本・アジア各国進出等をさらに推進できる体制が整いました。引き続き、日本とアジアそしてアメリカをつなぎ、顧客のビジネスの架け橋となる役務を提供することを目指します。

#### □) 投資事業

当社の投資事業は2つの事業から成ります。1つは、顧客企業の資本政策・事業承継等の課題解決のひとつとして企業の株式に投資をする「未上場株式投資事業」、もう1つは、底地や共有持分となっている物件など次世代に承継する際に敬遠されがちな換金性の低い不動産に投資をする「不動産投資事業」です。

##### <未上場株式投資事業>

未上場株式投資事業では、資本構成の再構築が必要な顧客に対し、各種コンサルティングとともに資金的なソリューションを提供することで、資本政策上の課題解決と企業の持続的発展サポートを行っております。

経営陣に寄り添う伴走者・信頼されるパートナーとして顧客と議論を重ねながら、新規案件発掘を進めてまいります。また、投資済みの案件については、従来通り定期的なモニタリング活動を継続し、必要に応じて、当社の経営コンサルティング機能を活用し包括的な支援を行うことで、既投資先の企業価値向上に貢献してまいります。

##### <不動産投資事業>

不動産投資事業はスタートから2期目を終えました。底地等の換金性の低い不動産を所有する顧客が抱える煩雑な管理や承継への悩みを資金面から解決しております。時間をかけて権利関係を調整し付加価値の高い不動産に生まれ変わらせてことで、よりよい街づくりにも寄与しています。

新規投資先については金融機関及び不動産仲介会社からの紹介が順調です。引き続き、中長期にわたり安定した利益が見込める基盤となるよう、豊富な候補先情報の中から厳選して投資を実行し、同時に投資物件の売却にかかる人員の強化にも努めてまいります。

#### (c) サステナビリティに関する考え方及び取組

サステナビリティに関する考え方及び取組については、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www.yamada-cg.co.jp/ir/sustainability/>

**④ 設備投資の状況**

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は126,152千円であり、その主なものは、コンサルティング事業におけるコンピュータ及びその周辺機器への投資等であります。

**⑤ 資金調達の状況**

該当事項はありません。

**⑥ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

**⑦ 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**⑧ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

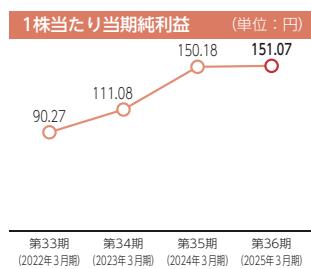
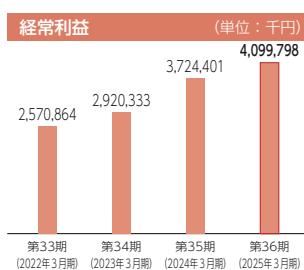
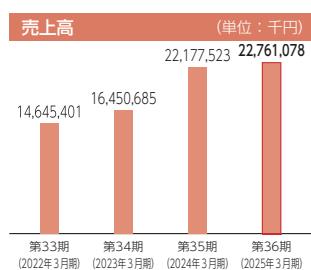
該当事項はありません。

**⑨ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

当社の連結子会社であるYamada Consulting Group USA Inc.は、2024年4月1日付でTakenaka Partners (現 Takenaka Partners LLC) の全株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

## (2) 財産及び損益の状況（連結ベース）

	第33期 (2022年3月期)	第34期 (2023年3月期)	第35期 (2024年3月期)	第36期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
<b>売上高</b>	(千円)	14,645,401	16,450,685	22,177,523
<b>経常利益</b>	(千円)	2,570,864	2,920,333	3,724,401
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	(千円)	1,716,063	2,114,359	2,861,559
<b>1株当たり当期純利益</b>	(円)	90円27銭	111円08銭	150円18銭
<b>総資産</b>	(千円)	18,419,364	20,200,643	20,758,068
<b>純資産</b>	(千円)	13,834,422	15,012,625	17,059,267



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
YAMADA Consulting & Spire Singapore Pte. Ltd.	千円 119,564	% 100 (100)	市場リサーチ及びコンサルティング事業
山田商務諮詢（上海）有限公司	20,000	100	コンサルティング事業
YAMADA Consulting & Spire (Thailand) Co., Ltd.	15,750	49	コンサルティング事業
YAMADA Consulting & Spire Vietnam Co., Ltd.	10,000	100	コンサルティング事業
Yamada Consulting Group USA Inc.	781,000	100	コンサルティング事業
Takenaka Partners LLC	151	100 (100)	M&Aアドバイザリー事業
相続あんしんサポート(株)	20,000	100	相続手続サポート業務
山田インベストメント(株)	40,000	100	未上場株式投資事業・不動産投資事業
ピナクル(株)	100,000	70	M&Aアドバイザリー事業

組合名	受入出資金	当社の 出資持分比率	主要な事業内容
キャピタルソリューション四号投資事業 有限責任組合	千円 7,976,340	% 99.5 (97.9)	事業承継ファンド
キャピタルソリューション伍号投資事業 有限責任組合	54,259	99.5 (97.9)	事業承継ファンド
山田インベストメント壹号投資事業有限 責任組合	1,113,451	100 (99)	事業承継ファンド

(注) 1. 議決権比率及び出資持分比率の（ ）内は間接保有割合で内数であります。

2. 当社子会社Yamada Consulting Group USA Inc.は、2024年4月1日付でTakenaka Partners (現 Takenaka Partners LLC) の全株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたします。

3. 上記の他、コンサルティング事業子会社5社及び投資事業会社2社があります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループのセグメント別の対処すべき課題は次のとおりであります。

##### ① コンサルティング事業

コンサルティング事業における戦略は、顧客生涯価値 (LifeTime Value) を最大化することが事業モデルにおける強みであり、顧客のあらゆる経営課題に対応するため、総合的なコンサルティング事業のクロスセル等を行うことで顧客ロイヤリティの向上を図り、今後も新たな事業、サービスの展開を図ってまいります。重点戦略は次のとおりであります。

- ・個の自律的な成長と個の成果が生み出す組織の成長とを調和させることで当社の持続的成長を実現する仕組みである「持続的成長システム」の運用
- ・「個と組織の持続的成長」を実現するための人材戦略の実行（採用、育成・定着、評価・活躍）
- ・従来から行っていた「部拠点単位」での管理に加えて「事業単位」で全社的な戦略を立案・実行する「事業推進体制（マトリクス組織運営）」の実行

##### ② 投資事業

投資事業における戦略は、当社グループが手掛けるコンサルティング案件から発生する投資機会に積極的に関与し、コンサルティング案件にとどまらない新たな収益機会を創造していくことであります。重点施策は次のとおりであります。

- ・顧客ニーズに応じるべく、事業承継支援を目的とする未上場株式への投資を行う「未上場株式投資事業」に加えて、「不動産投資事業」や富裕層・機関投資家向けの様々な資産サポート事業への積極的取り組み
- ・投資規模の大型化に対応すべくガバナンス体制を強化
- ・総合的な管理運営体制の構築

#### (5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは「コンサルティング事業」「投資事業」の2事業を展開しております。

当社グループの主たる事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容
コンサルティング事業	経営コンサルティング事業 M&Aアドバイザリー事業 事業承継コンサルティング事業 不動産コンサルティング事業
投資事業	未上場株式投資事業 不動産投資事業

**(6) 主要な事業所** (2025年3月31日現在)

山田コンサルティンググループ(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
	東北支店	宮城県仙台市青葉区中央一丁目2番3号 仙台マークワン
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番3号 JRゲートタワー
	大阪支店	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号 明治安田生命大阪御堂筋ビル
	京都支店	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101番地 アーバンネット四条烏丸ビル
	神戸支店	兵庫県神戸市中央区加納町四丁目2番1号 神戸三宮阪急ビル
	広島支店	広島県広島市東区二葉の里三丁目5番7号 GRANOD E 広島
	九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目13番1号 九勘承天寺通りビル
	郡山事業所	福島県郡山市駅前二丁目5番12号 ウエストゲートビル
	浜松事業所	静岡県浜松市中央区板屋町111番地2 浜松アクトタワー
	岡山事業所	岡山県岡山市北区下石井一丁目1番3号 日本生命岡山第二ビル本館
	熊本事業所	熊本県熊本市西区春日三丁目15番60号 JR熊本白川ビル
	盛岡出張所	岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号 マリオス
ピナクル(株)	本社	東京都港区芝公園一丁目6番7号
YAMADA Consulting & Spire Singapore Pte. Ltd.	本社 (シンガポール)	78 Shenton Way #24-01 Singapore 079120
山田商務諮詢（上海）有限公司	本社（中国）	上海市静安区南京西路1515号 嘉里中心1期 12階
YAMADA Consulting & Spire (Thailand) Co., Ltd.	本社（タイ）	Level 16,689 Bhiraj Tower at EmQuartier,Unit 1608-1610 Sukhumvit Road(Soi 35),Klongton Nuea, Vadhana, Bangkok 10110, Thailand
YAMADA Consulting & Spire Vietnam Co., Ltd.	本社 (ベトナム)	19F Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue Street,Ben Nghe Ward,District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
Yamada Consulting Group USA Inc. Takenaka Partners LLC	本社（米国）	2301 Rosecrans Avenue, Suite 2175, El Segundo, CA 90245

**(7) 使用人の状況** (2025年3月31日現在)

**① 企業集団の使用人の状況**

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンサルティング事業	931 (45) 名	46 ( 7) 名
投資事業	7 ( 1) 名	△1 ( △1) 名
全社 (共通)	79 (14) 名	15 ( △4) 名
合 計	1,017 (60) 名	60 ( 2) 名

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 上記使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。  
 3. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

**② 当社の使用人の状況**

使用人数	前事業年度末比増減
827 (58) 名	36 ( -) 名

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 上記使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。

**(8) 主要な借入先の状況** (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	704,000 千円
株式会社りそな銀行	320,000 千円
株式会社静岡銀行	256,000 千円
株式会社西日本シティ銀行	224,000 千円
株式会社大東銀行	96,000 千円

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために、借入極度額8,000,000千円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社三井住友銀行と締結しております。上記借入は全て当該コミットメントライン契約に基づくものであります。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況（単体）

### （1）株式の状況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	62,800,000株
② 発行済株式の総数	19,896,000株
③ 株主数	6,707名
④ 大株主の状況（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本マネジメント・アドバイザリー・カンパニー	7,043,200株	36.87%
光通信株式会社	1,448,400	7.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,354,300	7.09
株式会社UH Partners 2	893,400	4.67
宮崎 信次	463,300	2.42
山田コンサル社員持株会	426,800	2.23
和田 成史	367,000	1.92
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	308,900	1.61
株式会社ユニアーサルエッジ	263,000	1.37
山田C G役員持株合同会社	252,000	1.31

（注）1. 当社は自己株式を797,022株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
2. 持株比率は自己株式（797,022株）を控除して計算しております。  
3. 2021年3月5日付で、FMR LLCより当社株式に係る大量保有の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該報告書において、2021年2月26日現在で同社が791,100株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

### （2）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (3) 新株予約権等の状況

#### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2025年3月31日現在)

2020年7月22日開催取締役会決議による新株予約権		
発行決議日	2020年7月22日	
新株予約権の数	80個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 32,000株 (新株予約権1個につき400株)	
新株予約権の払込金額	金銭を払い込むことを要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり520,800円 (1株当たり 1,302円)	
権利行使期間	2022年8月7日から 2025年8月6日まで	
行使の条件	(注) 1、2	
当社役員の 保有状況	監査等委員でない取締役	新株予約権の数 4個 目的となる株式数1,600株 保有者数 1名
	監査等委員である取締役	新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 保有者数 －

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。  
 2. その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

**②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

2024年8月29日開催取締役会決議による新株予約権	
発行決議日	2024年8月29日
新株予約権の数	80個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 8,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	金銭を払い込むことを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり236,300円 (1株当たり 2,363円)
権利行使期間	2026年9月14日から 2029年9月13日まで
行使の条件	(注) 1、2
当社使用人等への 交 付 状 況	当社執行役員 新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 交付者数 2名
	子会社の役員及び使用人 新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 交付者数 －

(注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

2. その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### (4) 会社役員の状況

##### ① 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	西 口 泰 夫	(株)HANDY代表取締役社長 (株)ユーシン精機 (現YUSHIN(株)) 社外取締役 (株)FLOSFIA社外取締役
代表取締役社長	増 田 慶 作	事業統括担当 山田ファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長 山田インベストメント(株)代表取締役社長
専務取締役	辻 剛	事業統括担当兼海外不動産事業担当
取締役	布 施 麻記子	広報・コーポレートガバナンス担当 ニッセイアセットマネジメント(株)社外取締役
取締役	首 藤 秀 司	管理本部長 (株)日本マネジメント・アドバイザリー・カンパニー代表取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	永 長 正 士	
取締役 (監査等委員)	山 崎 達 雄	(株)堂島取引所社外取締役
取締役 (監査等委員)	岩 品 信 明	TMI総合法律事務所パートナー

- (注) 1. 永長正士氏、山崎達雄氏、岩品信明氏は、社外取締役であります。  
 2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行う等、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、永長正士氏を常勤の監査等委員として選定しております。  
 3. 当社は、社外取締役 (監査等委員) である永長正士氏、山崎達雄氏、岩品信明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しており、保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。

#### 【保険契約の内容の概要】

##### ・被保険者の範囲

当社及び当社子会社の取締役、執行役員、管理職従業員(注)、社外派遣役員、退任役員。ただし、海外子会社については当社または日本に所在する当社子会社からの出向役員及び当社または日本に所在する当社子会社と海外子会社との兼務役員に限ります。

(注)当社の取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者

##### ・被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

##### ・填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である当社または当社子会社の役員等がその職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。

##### ・役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

### ④ 取締役の報酬等

#### (a) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、2025年5月20日開催の取締役会において、決定方針の一部変更を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しております、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

##### ・固定報酬

取締役（監査等委員を除く）の固定報酬（月例）は、職務内容を踏まえ、中長期的な事業への成長貢献、及び従業員給与の水準等を総合的に勘案し、決定するものとする。

・その他賞与

取締役（監査等委員を除く）の賞与は、前事業年度の連結業績を踏まえ、役職、事業成長や業績に対する貢献等を総合的に勘案して決定し、原則として事業年度末から株主総会の開催日までの間に一括支給するものとする。

□) 非金銭報酬等の内容もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役（監査等委員を除く）の非金銭報酬等は、ストック・オプションとし、原則として一定の役職に新たに就任した者に対して、就任後1年以内にあらかじめ定められた個数を付与する。

具体的な個数については、別途「ストック・オプション付与ルール」に定めるとおりとする。

ハ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、原則として基本報酬のみとする。また、一定の役職に新たに就任した取締役（監査等委員を除く）に対して、非金銭報酬等としてあらかじめ定められた個数のストック・オプションを付与することがある。

二) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

代表取締役は、指名・報酬諮問委員会に各取締役の報酬額案を提出し、同委員会は審議を行ったうえで取締役会に答申を行う。取締役会での議論のもと取締役会は代表取締役に一任し、代表取締役が各取締役の報酬等の額を決定する。

(b) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬額の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	228,735 (-)	228,475 (-)	— (-)	260 (-)	5 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	35,887 (35,887)	35,887 (35,887)	— (-)	— (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	264,623 (35,887)	264,362 (35,887)	— (-)	260 (-)	8 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等の内容はストック・オプションであり、当事業年度における費用計上額を記載しております。付与の際の条件等は「(a) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

3. 取締役の報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く）については、2018年1月26日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）であります。  
取締役（監査等委員）については、2016年6月16日開催の第27回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。社外取締役を除く。）にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の額については、2016年6月16日開催の第27回定時株主総会において上記報酬限度額とは別枠で年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。社外取締役を除く。）の員数は5名であります。

(c) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

代表取締役社長 増田慶作は、指名・報酬諮問委員会に各取締役の報酬額案を提出し、同委員会は審議を行ったうえで取締役会に答申を行っております。取締役会での議論のもと取締役会は代表取締役社長 増田慶作に一任し各取締役の報酬等の額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(d) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

**⑤ 社外役員に関する事項**

- (a) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
取締役（監査等委員）山崎達雄氏は、(株)堂島取引所社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。  
取締役（監査等委員）岩品信明氏は、TMI総合法律事務所パートナーであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- (b) 当事業年度における主な活動状況  
イ) 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査等委員会（12回開催）		
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	
取締役（監査等委員・常勤）	永 長 正 士	12回	100%	12回	100%
取締役（監査等委員）	山 崎 達 雄	12	100	12	100
取締役（監査等委員）	岩 品 信 明	12	100	12	100

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

- ) 取締役会、監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
- ・常勤監査等委員永長正士氏は、当社の執行役員会議等の重要な会議に出席することにより当社グループの経営の実態を適時把握しており、財務省及び人事院での要職を歴任された中で培った経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を積極的に行っております。  
監査等委員会では他の監査等委員である取締役に対して社内状況に関する情報共有を積極的に行っており、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
  - ・監査等委員山崎達雄氏は、財務省での要職を歴任された中で培った経験と見識、経済・国際・金融情勢に関する専門知識から、当社の海外子会社管理体制、海外事業展開、ガバナンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会では当社グループのガバナンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
  - ・監査等委員岩品信明氏は、弁護士及び税理士として企業法務及び財務に関する幅広い専門的見地から、当社の海外子会社管理体制、ガバナンス体制、コンプライアンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会では当社グループのガバナンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
  - ・監査等委員の永長正士氏、山崎達雄氏、岩品信明氏は、指名・報酬諮問委員会の委員であり、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

## (5) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。  
3. 当社の重要な子会社のうち、YAMADA Consulting & Spire Singapore Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（国外におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、「高水準かつ安定的な配当」を続けていくことを基本方針としております。

この基本方針の下、具体的な指標としては、連結配当性向 50%を目安とした上で、増配もしくは配当の維持を行う累進配当を継続して実施する方針といたします。

上記基本方針に基づき、当連結会計年度（2025年3月期）は1株当たり期末配当額を39円と決定いたしました（中間配当1株当たり38円、期末配当1株当たり39円、年間合計1株当たり77円）。

## 連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>20,148,493</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,774,347</b>
現金及び預金	9,147,114	買掛金	311,193
売掛金	1,569,274	短期借入金	1,600,000
有価証券	37,133	未払費用	1,480,082
営業投資有価証券	7,004,398	未払法人税等	488,473
商品及び製品	1,415,048	契約負債	112,347
その他	989,755	賞与引当金	65,000
貸倒引当金	△14,231	役員賞与引当金	60,000
<b>固定資産</b>	<b>3,322,034</b>	その他	657,249
<b>有形固定資産</b>	<b>527,535</b>	<b>固定負債</b>	<b>116,153</b>
建物及び構築物	244,034	退職給付に係る債務	43,853
土地	59,574	繰延税金負債	35,326
その他	223,926	その他	36,974
<b>無形固定資産</b>	<b>662,720</b>	<b>負債合計</b>	<b>4,890,500</b>
のれん	633,748	<b>純資産の部</b>	
その他	28,972	<b>株主資本</b>	<b>17,700,134</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,131,778</b>	資本金	1,599,538
投資有価証券	562,609	資本剰余金	1,588,838
敷金及び保証金	738,119	利益剰余金	14,978,175
繰延税金資産	404,878	自己株式	△466,417
その他	426,171	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>335,016</b>
<b>資産合計</b>	<b>23,470,528</b>	その他有価証券評価差額金	21,590
		為替換算調整勘定	313,425
		<b>新株予約権</b>	<b>4,991</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>539,886</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>18,580,027</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>23,470,528</b>

**連結損益計算書** (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売上高	22,761,078
売上原価	3,337,545
売上総利益	19,423,533
販売費及び一般管理費	15,290,856
営業利益	4,132,677
営業外収益	72,626
受取利息	37,315
投資有価証券売却益	14,778
新株予約権戻入益	1,605
その他	18,926
営業外費用	105,505
支払利息	10,956
為替差損	27,827
支払手数料	25,120
投資有価証券評価損	13,174
投資事業組合運用損	5,457
その他	22,970
経常利益	4,099,798
税金等調整前当期純利益	4,099,798
法人税、住民税及び事業税	1,129,869
法人税等調整額	△19,737
当期純利益	2,989,666
非支配株主に帰属する当期純利益	107,368
親会社株主に帰属する当期純利益	2,882,297

## 計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額	(単位:千円)
<b>資産の部</b>		
流動資産	7,294,014	
現金及び預金	5,509,594	
売掛金	1,203,751	
有価証券	37,133	
商品及び製品	14,096	
前払費用	273,469	
その他	255,969	
<b>固定資産</b>	<b>11,309,121</b>	
有形固定資産	407,700	
建物及び構築物	217,110	
工具、器具及び備品	131,014	
土地	59,574	
無形固定資産	28,454	
ソフトウエア	25,540	
その他	2,913	
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,872,967</b>	
投資有価証券	513,441	
関係会社株式	2,297,724	
その他の関係会社有価証券	232,936	
長期貸付金	6,371,800	
繰延税金資産	371,445	
敷金及び保証金	677,424	
保険積立金	94,959	
その他	313,234	
<b>資産合計</b>	<b>18,603,136</b>	
<b>負債の部</b>		
流動負債	4,297,811	
買掛金	379,548	
短期借入金	1,600,000	
未払金	7,078	
未払費用	1,267,113	
未払法人税等	451,998	
契約負債	54,650	
預り金	250,609	
その他	286,812	
<b>固定負債</b>	<b>61,288</b>	
長期借入金	50,000	
その他	11,288	
<b>負債合計</b>	<b>4,359,099</b>	
<b>純資産の部</b>		
株主資本	14,217,455	
資本金	1,599,538	
資本剰余金	1,617,158	
資本準備金	1,518,533	
その他資本剰余金	98,625	
<b>利益剰余金</b>	<b>11,467,175</b>	
利益準備金	5,600	
その他利益剰余金	11,461,575	
繰越利益剰余金	11,461,575	
<b>自己株式</b>	<b>△466,417</b>	
<b>評価・換算差額等</b>	<b>21,590</b>	
その他有価証券評価差額金	21,590	
<b>新株予約権</b>	<b>4,991</b>	
<b>純資産合計</b>	<b>14,244,037</b>	
<b>負債純資産合計</b>	<b>18,603,136</b>	

**損益計算書** (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	17,521,514
売上原価	2,293,141
売上総利益	15,228,372
販売費及び一般管理費	12,339,371
営業利益	2,889,001
営業外収益	136,206
受取利息及び配当金	116,602
その他	19,603
<b>営業外費用</b>	<b>74,872</b>
支払利息	5,376
支払手数料	25,120
為替差損	25,176
投資事業組合運用損	5,457
投資有価証券評価損	13,174
その他	567
<b>経常利益</b>	<b>2,950,335</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>2,950,335</b>
法人税、住民税及び事業税	802,888
法人税等調整額	△4,961
<b>当期純利益</b>	<b>2,152,408</b>

## 監査報告

### 連結計算書類に係る会計監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

山田コンサルティンググループ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 北澄裕和  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 伊東朋  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山田コンサルティンググループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山田コンサルティンググループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

山田コンサルティンググループ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 北澄裕和  
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 伊東朋

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山田コンサルティンググループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、内部監査室その他の使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

山田コンサルティンググループ株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 永長正士 印  
監査等委員 山崎達雄 印  
監査等委員 岩品信明 印

(注) 監査等委員3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ全体のコンプライアンスに関する統括組織として、グループリスク管理・コンプライアンス委員会を設置している。同委員会の委員長をコンプライアンス統括責任者とし、グループ内各組織横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ・コンプライアンス関連の諸規程を当社グループの行動規範とし、当社グループの取締役及び使用人に対し定期的に実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理をすべての企業活動の前提とすることを徹底する。
- ・内部通報者保護規程を制定しており、組織的又は個人的な法令等違反行為等を速やかに認識し対処するとともに通報者に対する不利な取り扱いを防止する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、文書管理規程に従い、関連資料とともに保存、管理し、少なくとも10年間は必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を制定している。
- ・グループ全体のリスク管理に関する統括組織として、グループリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しており、グループを取り巻く様々なリスクをグループ内各組織横断的に把握・評価し、これを適切に管理する。
- ・リスクの現実化に伴う危機に備え、危機管理規程、緊急時対応策規程等を制定しており、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小限化に努める。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会は、毎月1回の定期開催に加え必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速な意思決定体制としている。毎月1回の定期開催取締役会では、子会社の会計報告及び状況報告等を行う。

### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループリスク管理・コンプライアンス委員会主導のもと、グループ各子会社において必要な諸規程を整備し、当社グループの内部統制を構築・運用している。
- ・関係会社管理規程を定めており、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により、グループ各子会社に対し必要な管理を行う。

⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員である取締役が必要とした場合、その職務を補助する使用者を置くものとしている。なお、使用者の任命、異動、評価、懲戒は監査等委員会の意見を尊重し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ・監査等委員である取締役の職務を補助する使用者は、その要請された業務の遂行に関しては、監査等委員である取締役の指揮命令に従うものとする。

⑦ 監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社グループの取締役及び使用者は、当社及びグループ各社の業務業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に限らず、監査等委員会は必要に応じて、当社グループの取締役及び使用者に対して報告を求めることができる。
- ・監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑧ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員である取締役がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求がその職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、これに応じるものとする。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を隨時行う。
- ・監査等委員会は、必要に応じて顧問弁護士や会計監査人と連携をとり監査を行う。

⑩ 反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備

- ・当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の係わりを持たず、毅然とした態度を貫き、これを断固として排除することを基本方針とする。当社の人事・総務部を反社会的勢力対応の総括部署と位置づけ、顧問弁護士、所轄警察署等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築している。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンス・リスク管理体制について

当事業年度においてはグループリスク管理・コンプライアンス委員会を4回開催し、グループ全体のコンプライアンス・リスク管理体制の整備・運用状況を把握しております。グループ全体のリスク評価を実施し、課題事項についてはその重要度に応じてグループ全体のコンプライアンスプログラムに反映し改善を行っており、その進捗状況及び達成状況の評価を当社取締役会に報告しております。

### ② 取締役の職務執行及びグループ管理体制について

当事業年度においては取締役会を12回開催し、法令や定款に定められた事項や当社の経営に関する重要事項を決定するとともに、子会社の会計報告及び経営状況報告も行い、グループ全体の業務執行の監督を行っております。

また、当社は、子会社の重要事実を決定する場合は、関係会社管理規程に基づき、当社取締役会において審議・決議を行っております。

加えて当社取締役は、当社執行役員会議及び営業会議等の重要な会議に出席し、経営実態の把握、指導を行っております。

### ③ 内部監査について

内部監査部門は、当社及び国内外グループ子会社の情報管理体制及び組織管理体制の整備・運用状況に関する監査、海外子会社往査を重点的に実施しております。

### ④ 監査の職務執行について

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名（うち常勤1名）で構成されております。当事業年度においては監査等委員会を12回開催し、常勤の監査等委員である取締役からの当社グループの状況に関する報告及び監査等委員相互による意見交換等を行っております。

監査等委員である取締役は当社取締役会、監査等委員会に出席し、意見交換を行うこと等により適時適切に職務執行の監査を行っております。また、会計監査人との面談も定期的に行っており、意見交換等を行っております。

常勤の監査等委員である取締役は、当社の取締役会以外の執行役員会議及び営業会議等の重要会議にも出席し、当社グループ全体の実態を適時把握することにより、監査機能を発揮しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,599,538	1,543,438	13,640,779	△488,580	16,295,175
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,544,902		△1,544,902
親会社株主に帰属する当期純利益			2,882,297		2,882,297
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		45,399		22,167	67,567
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	45,399	1,337,395	22,163	1,404,958
当連結会計年度末残高	1,599,538	1,588,838	14,978,175	△466,417	17,700,134

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	36,676	297,447	334,124	11,026	418,940	17,059,267
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当					△1,544,902	
親会社株主に帰属する当期純利益					2,882,297	
自己株式の取得					△4	
自己株式の処分					67,567	
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△15,085	15,977	891	△6,034	120,945	115,801
当連結会計年度変動額合計	△15,085	15,977	891	△6,034	120,945	1,520,760
当連結会計年度末残高	21,590	313,425	335,016	4,991	539,886	18,580,027

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

19社  
山田ファイナンシャルサービス(株)  
山田インベストメント(株)  
相続あんしんサポート(株)  
ピナクル(株)  
山田商務諮詢（上海）有限公司  
Yamada Consulting Group USA Inc.  
YAMADA Consulting Group Asia Pte. Ltd.  
YAMADA Consulting & Spire Singapore Pte. Ltd.  
PT Yamada Consulting Spire Indonesia  
YAMADA Consulting & Spire (Thailand) Co.,Ltd.  
YC Capital Co.,Ltd.  
YAMADA Consulting & Spire Vietnam Co.,Ltd.  
YAMADA Consulting Spire India Private Limited  
Takenaka Partners LLC  
Yamada Income Fund GP Inc.  
キャピタルソリューション四号投資事業有限責任組合  
キャピタルソリューション五号投資事業有限責任組合  
山田インベストメント壱号投資事業有限責任組合  
Yamada Income Fund,L.P.

- ・連結の範囲の変更

当連結会計年度においてTakenaka Partners及び同社の子会社であるTakenaka Partners LLCを株式取得に伴い連結の範囲に含めております。なお、2024年8月にTakenaka PartnersとTakenaka Partners LLCは合併し、Takenaka Partners LLCが存続会社となり、Takenaka Partnersは消滅いたしました。  
当連結会計年度においてキャピタルソリューション伍号投資事業有限責任組合、Yamada Income Fund GP Inc.及びYamada Income Fund,L.P.を新たに設立し、連結の範囲に含めております。  
当連結会計年度においてキャピタルソリューション参号投資事業有限責任組合は、その事業目的を完了し清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

SPIRE RESEARCH AND CONSULTING SDN BHD 他2社  
非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用しない関連会社

- ・持分法非適用関連会社の名称
- ・持分法を適用しない理由

しがざん本業支援ファンド2号投資事業有限責任組合  
当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

- ・他の会社の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としていない当該他の会社がありますが、主たる営業目的である投資事業（未上場株式投資事業）のために取得したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて投資先会社の支配を目的とするものではないため、持分法の適用範囲から除いております。

#### ② 持分法を適用しない非連結子会社

- ・主要な非連結子会社の名称 SPIRE RESEARCH AND CONSULTING SDN BHD 他2社
- ・持分法を適用しない理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、キャピタルソリューション四号投資事業有限責任組合、キャピタルソリューション伍号投資事業有限責任組合、山田インベストメント壱号投資事業有限責任組合、山田商務諮詢（上海）有限公司、Yamada Income Fund GP Inc.、Yamada Income Fund,L.P.の決算日は12月31日であります。

キャピタルソリューション四号投資事業有限責任組合、キャピタルソリューション伍号投資事業有限責任組合、山田インベストメント壱号投資事業有限責任組合については、連結計算書類の作成に当たり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

決算日が12月31日である山田商務諮詢（上海）有限公司については、従来、同社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた連結会社間の重要な取引について必要な調整を行っておりましたが、より適切な経営情報の把握及び連結計算書類の開示を行うため、当連結会計年度より、連結決算日に仮決算を行う方法に変更しております。この変更に伴い、当連結会計年度において、2024年1月1日から2025年3月31日までの15か月間の損益を当連結決算に取り込んでおります。なお、山田商務諮詢（上海）有限公司の2024年1月1日から2024年3月31日までの売上高は187,938千円、営業利益は92,521千円、経常利益は91,408千円、税引前当期純利益は91,408千円です。

Yamada Income Fund GP Inc.、Yamada Income Fund,L.P.については、連結計算書類の作成に当たり、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

従来、決算期が8月31日であったピナクル㈱は、当連結会計年度より決算日を6月30日に変更しております。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

従来、決算日が1月31日であったTakenaka Partners LLCは、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しております。この変更に伴い、当連結会計年度において、2024年2月1日から2025年3月31日までの14か月間の損益を当連結決算に取り込んでおります。なお、Takenaka Partners LLCの2024年2月1日から2024年3月31日までの売上高は31,305千円、営業利益は△23,614千円、経常利益は△26,167千円、税引前当期純利益は△26,167千円です。

#### (4) 重要な会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

- ・その他有価証券
- 市場価格のない株式等  
以外のもの
- 市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
主として移動平均法による原価法  
なお、投資事業組合への出資金は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減しております。

###### ロ. 棚卸資産

- ・商品及び製品  
(販売用不動産を除く)
- ・貯蔵品
- ・商品（販売用不動産）

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

- (リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～45年

工具、器具及び備品 3～20年

###### ロ. 無形固定資産

- (リース資産を除く)

定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

###### ハ. リース資産

###### 二. 少額減価償却資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

###### ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

##### ④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

#### ⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、その効果の発現する期間を合理的に見積り、主に5～7年で均等償却を行っております。

#### ⑥ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 経営コンサルティング、事業再生コンサルティング、事業承継コンサルティング、不動産コンサルティング

経営コンサルティング（持続的成長、IT戦略&デジタル、組織戦略、コーポレートガバナンス）、事業再生コンサルティング、事業承継コンサルティング、不動産コンサルティングは、顧客との間で締結した業務委託契約等に基づくサービスの提供を履行義務としており、顧客に対するサービス提供が完了した時点で収益を認識しております。なお、履行義務完了前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

ロ. M&Aアドバイザリー

M&Aアドバイザリーにおける成功報酬は、顧客の株式譲渡・事業譲渡実行までのサービス提供を履行義務としており、主として顧客の株式譲渡・事業譲渡が完了した時点で収益を認識しております。なお、履行義務完了前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

ハ. 不動産売買仲介業務

不動産売買仲介業務は、顧客の不動産売買が成立した時点までのサービス提供を履行義務としており、顧客の不動産売買が完了した時点で収益を認識しております。

二. 未上場株式投資

未上場株式投資は、営業投資目的で保有する株式の譲渡を履行義務としており、当該株式の引渡し時点で収益を認識しております。

ホ. 不動産投資

不動産投資は、営業投資目的で保有する底地等の不動産の譲渡を履行義務としており、当該不動産の引渡し時点で収益を認識しております。

#### ⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職年金制度 当社及び日本国内連結子会社については確定拠出制度を導入しております。一部の連結子会社については確定給付制度を導入しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しておりますが、影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

（Takenaka Partners LLCに関するのれんの評価）

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 592,209千円

## (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

### ① 算出方法

連結子会社であるTakenaka Partners LLCを取得した際に計上したのれんは、今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産および負債の企業結合日時点の時価との差額で算定しております。これらは、その効果が及ぶ期間にわたり償却を行っております。

当社は営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合や、経営環境の悪化を把握した場合等の事象に基づき減損の兆候の有無の判定を行っております。また、減損の兆候があると判定された資産グループについては、資産グループに含まれる主要な資産の経済的残存使用年数が経過するまでの期間における将来キャッシュ・フローを見積り、減損損失を認識する必要があるかどうかの判定を行っております。

### ② 主要な仮定

のれんの評価の基礎となる見直後の事業計画における主要な仮定は、案件の現在の進捗段階に基づく来期における売上実現可能性であります。

### ③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

見直後の事業計画における主要な仮定である、案件の現在の進捗段階に基づく来期における売上実現可能性に、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 804,691千円

(2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	8,100,000千円
借入実行残高	1,600,000
差引額	6,500,000千円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	19,896,000株	- 株	- 株	19,896,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月8日 取締役会	普通株式	819,627	43	2024年3月31日	2024年6月10日
2024年11月6日 取締役会	普通株式	725,274	38	2024年9月30日	2024年12月5日

## ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年5月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	744,860千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	39円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月5日

## ③ 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2020年7月22日 取締役会決議分	2021年5月27日 取締役会決議分	2022年5月26日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,600株	2,000株	10,000
新株予約権の残高	4個	20個	100個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

## 6. 金融商品に関する注記

### ① 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金については自己資金で対応することを原則としております。  
余剰資金については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒しております。

営業投資有価証券は、当社グループで運営管理している投資事業組合での投資株式及び当社グループ会社での投資株式であり、投資先企業の財政状態等により価額変動のリスクがあります。

有価証券及び投資有価証券は、投資目的の株式及び債券等、投資目的の投資事業組合出資、当社グループで運営管理している投資事業組合での投資株式、業務上の関係を有する企業の株式であります。市場価格のない株式等以外のものについては、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建ての債券等については、為替の変動リスクに晒されております。市場価格のない株式等については、投資先企業の財政状態等により価額変動のリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金は、運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスクの管理

営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。  
投資目的の債券については、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

##### ・市場リスクの管理

投資有価証券について、定期的に時価、為替変動、発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスクの管理  
グループ各社において資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

**④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明**

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

**(2) 金融商品の時価等に関する事項**

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券(※2,3)	510,401	510,401	—
資産計	510,401	510,401	—

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「短期借入金」は、現金であること又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式(営業投資有価証券)	7,004,398
非上場株式(投資有価証券)	80,304

(※3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は9,036千円であります。

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
有価証券(外貨建MMF)	37,133	—	—	—
投資有価証券(その他有価証券のうち満期があるもの、国債等)	—	—	442,693	—
合計	37,133	—	442,693	—

**(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項**

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	28,873	—	—	28,873
国債・地方債等	442,693	—	—	442,693
その他	1,701	37,133	—	38,834
資産計	473,268	37,133	—	510,400

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債・地方債等は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

外貨建MMFは取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 企業結合に関する注記

### 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2024年3月29日に株式を取得したピナクル株式会社については、前連結会計年度において取得原価の配分が完了していないため、暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。

2024年4月1日に株式を取得したTakenaka Partnersについては中間連結会計期間において取得原価の配分が完了していないため、暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。

なお、これらの暫定的な会計処理の確定に伴うのれんの金額に変動はありません。

### 取得による企業結合 (Takenaka Partners)

#### (1) 企業結合の概要

##### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Takenaka Partners

事業の内容 M&Aアドバイザリー、クロスボーダーM&Aアドバイザリー

##### ② 企業結合を行った主な理由

当社は、従来から国内外の企業に対して幅広いコンサルティングサービスを提供しております。海外事業についてはアジアを中心として拠点を設立し、日本と海外現地双方から日系企業の海外事業に関する課題に対しコンサルティングサービスを提供してまいりました。米国におきましては、2016年にTakenaka Partners LLCと業務提携契約を締結し、その後2018年にYAMADA Consulting Group USA Inc.を設立して以降、Takenaka Partners LLCの「買い手企業の買収ニーズからM&Aサービスを進める『グリーンフィールド・リサーチ』」の手法を継承しながら、日系企業の米国展開の支援と、米国でのネットワーク拡大を進めております。Takenaka Partners LLCは、35年間にわたり米国における日系企業のM&A・戦略的パートナーシップ支援のパイオニアとして、豊富な実績を重ねてきました。特に日系企業の個別のニーズに応じて、買収候補の調査・選定を行う「グリーンフィールド・リサーチ」というM&A手法を特徴としており、国際展開を目指す日系企業向けM&Aアドバイザーファームとして唯一無二の地位を確立しています。今般、業務提携にとどまらずTakenaka Partners LLCの親会社であるTakenaka Partnersの株式を取得し子会社化することにより、米国市場のM&Aアドバイザリーサービスにおけるプロフェッショナル人材拡充や専門力強化、そして、ネットワーク拡大が推進され、当社が顧客に提供するサービスの付加価値をさらに高めるものと考えております。今後、両社の経営資源や経験を共有し、より一層、顧客企業の課題解決、成長・発展に寄与できるよう努めてまいります。

③ 企業結合日

2024年4月1日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるYAMADA Consulting Group USA Inc.が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年2月1日から2025年3月31日まで

被取得企業の決算日は1月31日でしたが、当連結会計年度において決算日を3月31日に変更いたしました。そのため、みなし取得日である2024年2月1日から2025年3月31日までの14か月間の業績が連結計算書類に含まれております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	7,840千米ドル
取得原価		7,840千米ドル

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

財務・法務デューデリジェンス、アドバイザリー費用等 43,477千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

4,752千米ドル

② 発生原因

Takenaka PartnersがM&Aアドバイザリー事業を展開するにあたり、プロフェッショナル人材拡充や専門力強化、ネットワーク拡大が推進され、当社が顧客に提供するサービスの付加価値をさらに向上できると期待される超過収益力であります。

③ 債却方法及び償却期間

7年にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,525千米ドル
固定資産	729
資産合計	3,254
流動負債	138
固定負債	28
負債合計	166

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度末の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額  
及びその算定方法

企業結合日が当連結会計年度の開始の日のため該当ありません。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	コンサルティング事業	投資事業	
顧客との契約から 生じる収益	20,227,733	415,127	20,642,860
その他の収益	122,994	1,995,224	2,118,218
外部顧客への売上高	20,350,727	2,410,351	22,761,078

### (2) 顧客との契約から生じる収益と理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(4) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

契約負債	当連結会計年度
期首残高	59,390
期末残高	112,347

契約負債は、主にコンサルティング事業において、履行義務の充足前に顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、39,160千円であります。

なお、当社グループでは、主に当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

### (1) 1株当たり純資産額

944円29銭

### (2) 1株当たり当期純利益

151円07銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,599,538	1,518,533	53,225	1,571,758	5,600	10,854,069	10,859,669	△488,580	13,542,385
当期変動額						△1,544,902	△1,544,902		△1,554,902
剰余金の配当									
当期純利益						2,152,408	2,152,408		2,152,408
自己株式の取得								△4	△4
自己株式の処分			45,399	45,399				22,167	67,567
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	45,399	45,399	－	607,506	607,506	22,163	675,069
当期末残高	1,599,538	1,518,533	98,625	1,617,158	5,600	11,461,575	11,467,175	△466,417	14,217,455

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	36,676	36,676	11,026	13,590,088
当期変動額				
剰余金の配当			△1,544,902	
当期純利益				2,152,408
自己株式の取得				△4
自己株式の処分				67,567
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△15,085	△15,085	△6,034	△21,120
当期変動額合計	△15,085	△15,085	△6,034	653,949
当期末残高	21,590	21,590	4,991	14,244,037

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

##### ② その他の関係会社有価証券

当社が運営管理する投資事業組合への出資金であり、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「その他の関係会社有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額が利益の場合は、「売上高」に計上するとともに同額を「その他の関係会社有価証券」に加算しております。投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額が損失である場合は、「売上原価」に計上するとともに同額を「その他の関係会社有価証券」から控除しております。

##### ③ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 移動平均法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資金は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 商品及び製品 総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

##### ② 貯蔵品

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産 (リース資産除く) 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物8～45年 工具、器具及び備品3～20年

##### ② 無形固定資産 (リース資産除く) 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④ 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

#### (4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## ②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

### (6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ. 経営コンサルティング、事業再生コンサルティング、事業承継コンサルティング、不動産コンサルティング

  経営コンサルティング(持続的成長、IT戦略&デジタル、組織戦略、コーポレートガバナンス)、事業再生コンサルティング、事業承継コンサルティング、不動産コンサルティングは、顧客との間で締結した業務委託契約等に基づくサービスの提供を履行義務としており、顧客に対するサービス提供が完了した時点で収益を認識しております。なお、履行義務完了前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

ロ. M&Aアドバイザリー

  M&Aアドバイザリーにおける成功報酬は、顧客の株式譲渡・事業譲渡実行までのサービス提供を履行義務としており、主として顧客の株式譲渡・事業譲渡が完了した時点で収益を認識しております。なお、履行義務完了前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

ハ. 不動産売買仲介業務

  不動産売買仲介業務は、顧客の不動産売買が成立した時点までのサービス提供を履行義務としており、顧客の不動産売買が完了した時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 606,687千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	228,668千円
② 長期金銭債権	6,371,200千円
③ 短期金銭債務	112,474千円
④ 長期金銭債務	50,000千円

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	8,100,000千円
借入実行残高	1,600,000
差引額	6,500,000千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

① 売上高	122,180千円
② 売上原価	428,071千円
③ 販売費及び一般管理費	132,533千円
④ 営業外損益	85,936千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	834,901株	2	37,881株	797,022株

(注) 1. 自己株式の増加2株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2. 自己株式の減少37,881株は、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少17,081株、ストック・オプションの行使による減少20,800株であります。

#### 6. 税効果会計に関する注記

##### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金・未払賞与	271,946千円
資産除去債務	29,835千円
未払事業税	38,278千円
関係会社株式評価損	156,816千円
投資有価証券評価損	29,164千円
貸倒損失	5,569千円
その他	7,588千円
繰延税金資産小計	539,199千円
評価性引当額	△156,816千円
繰延税金資産合計	382,383千円
繰延税金負債	
為替差益	1,320千円
その他有価証券評価差額	9,618千円
繰延税金負債合計	10,938千円
繰延税金資産の純額	371,445千円

##### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,602千円増加し、法人税等調整額が1,602千円減少しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	山田インベストメント㈱	40,000	投資事業	直接100%	3名	-	貸付の返済(注)	1,630,000	長期 貸付金	6,371,200
							貸付の実行(注)	3,809,200		
							利息の受取(注)	81,131		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	コンサルティング事業	投資事業	
顧客との契約から生じる収益	17,352,590	-	17,352,590
その他の収益	122,994	45,929	168,923
外部顧客への売上高	17,475,584	45,929	17,521,514

### (2) 顧客との契約から生じる収益と理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

契約負債	当事業年度
期首残高	45,594
期末残高	54,650

契約負債は、コンサルティング事業売上において、履行義務の充足前に顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、35,060千円であります。

なお、当社では、主に当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

**9. 1株当たり情報に関する注記**

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 745円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 112円81銭 |

**10. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

別紙5 マナスの最終事業年度に係る計算書類等

# 決 算 報 告 書

第 6 期

自 令和06年08月01日  
至 令和07年07月31日

株式会社マナスコーゴルートパートナーズ

貸借対照表  
令和07年07月31日 現在

株式会社マナスコーコーポレートパートナーズ

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	50,650,932	【流動負債】	16,413,992
現金及び預金	46,647,940	未払金	2,345,450
売掛金	4,002,992	未払費用	1,171,135
【固定資産】	810,101	預り金	3,507,007
有形固定資産	180,101	未払消費税等	3,220,100
工具器具備品	180,101	未払法人税等	6,170,300
投資その他の資産	630,000	負債の部合計	16,413,992
敷金	520,000	純資産の部	
差入保証金	110,000	科目	金額
		【株主資本】	35,047,041
		資本金	5,000,000
		利益剰余金	30,047,041
		その他利益剰余金	30,047,041
		繰越利益剰余金	30,047,041
		(うち当期純利益)	12,993,062
		純資産の部合計	35,047,041
資産の部合計	51,461,033	負債・純資産の部合計	51,461,033

## 損益計算書

自 令和06年08月01日

至 令和07年07月31日

株式会社マナスコーポレートパートナーズ

(単位:円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	86,481,725	86,481,725
【売上原価】		
売上総利益		86,481,725
【販売費及び一般管理費】		67,368,278
営業利益		19,113,447
【営業外収益】		
受取利息	25,573	
雑収入	24,342	49,915
【営業外費用】		
経常利益		19,163,362
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純利益	19,163,362	
法人税等		6,170,300
当期純利益		12,993,062

## 販売費及び一般管理費内訳書

自 令和06年08月01日

至 令和07年07月31日

株式会社マナスコーポレートパートナーズ

(単位:円)

科目	金額
【販売費及び一般管理費】	
役員報酬	6,000,000
賞与	40,000,000
法定福利費	1,861,250
福利厚生費	2,788,000
接待交際費	1,964,316
旅費交通費	3,664,429
通信費	718,612
水道光熱費	73,863
備品・消耗品費	239,360
地代家賃	1,389,960
保険料	1,831,870
租税公課	3,933,400
支払手数料	591,408
支払報酬	1,641,150
会議費	220,229
新聞図書費	270,331
減価償却費	180,100
販売費及び一般管理費合計	67,368,278

## 株主資本等変動計算書

自 令和06年08月01日

至 令和07年07月31日

(単位:円)

株式会社マナスコーポレートパートナーズ

株主資本

資本金	当期首残高	5,000,000
	当期変動額	0
	当期末残高	<u>5,000,000</u>

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金	当期首残高	17,053,979
	当期変動額	12,993,062
	当期末残高	<u>30,047,041</u>

株主資本合計

	当期首残高	22,053,979
	当期変動額	12,993,062
	当期末残高	<u>35,047,041</u>

純資産の部合計

	当期首残高	22,053,979
	当期変動額	12,993,062
	当期末残高	<u>35,047,041</u>